

伊都消防組合告示第 19 号

伊都消防組合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 25 日

伊都消防組合管理者

平木 哲朗

令和 7 年伊都消防組合条例第 6 号

伊都消防組合職員の給与等に関する条例

伊都消防組合職員の給与等に関する条例（昭和 55 年伊都消防組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務                 |
|------|------------------------|
| 1 級  | 主事                     |
| 2 級  | 副主査                    |
| 3 級  | 主査                     |
| 4 級  | 主任、係長、専門員、副班長          |
| 5 級  | 副主幹、課長補佐、班長、消防副署長      |
| 6 級  | 主幹、課長、消防署長、参事、消防次長、消防長 |

附 則

（施行期日等）

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
（職務の級の切替え）
- 令和 8 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表に掲げられている職

務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、管理者の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

附則別表（附則第2項関係）

職務の級の切替表

| 旧級  | 新級         |
|-----|------------|
| 1 級 | 1 級        |
| 2 級 | 2 級        |
| 3 級 | 3 級        |
| 4 級 | 4 級<br>5 級 |
| 5 級 | 6 級        |
| 6 級 | 6 級        |